

5.12 自然景観等

5.12.1 調査の結果の概要

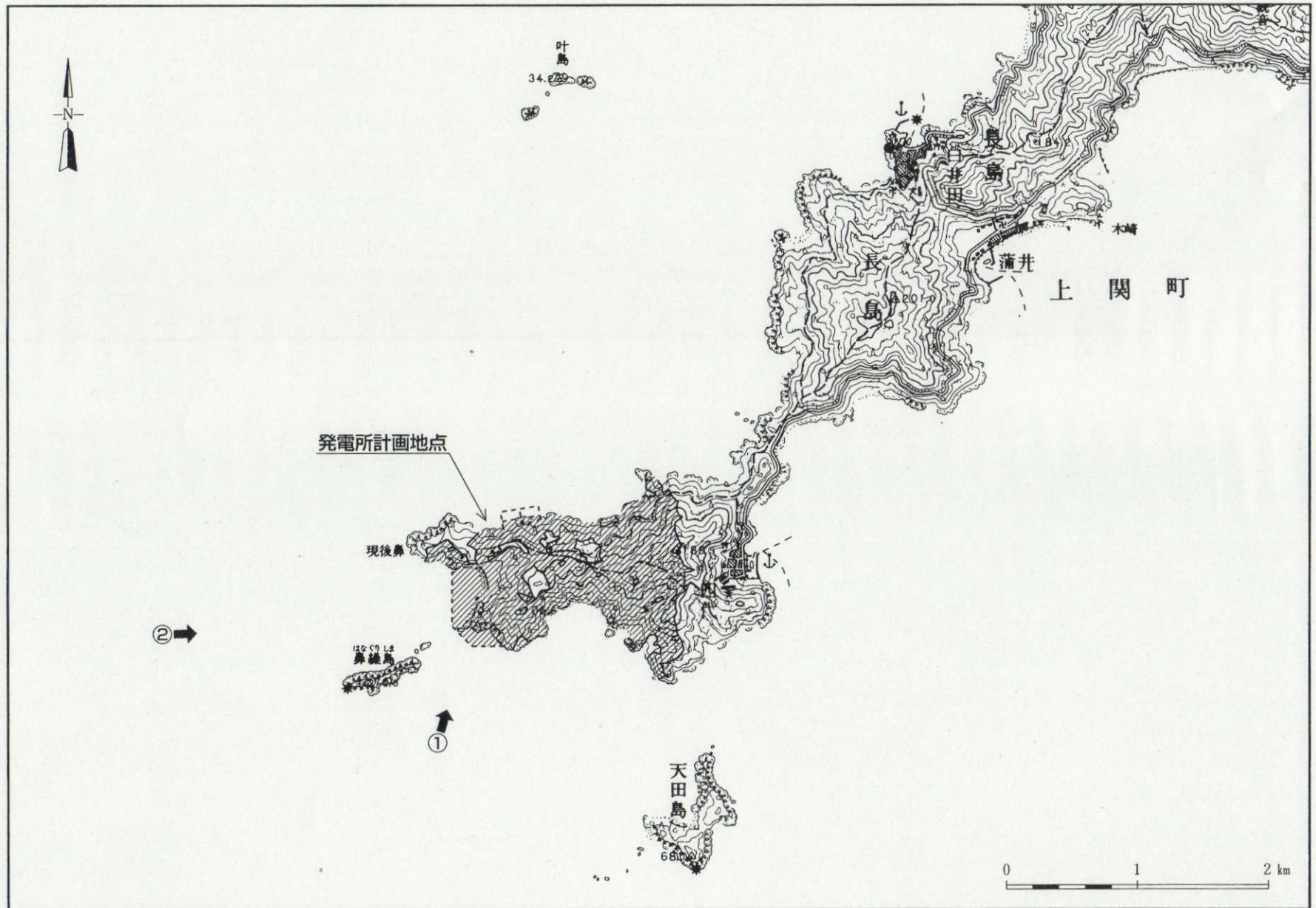
(1) 自然景観

発電所計画地点は、山口県南東部の熊毛郡の南端である上関町長島に位置する。

長島の周辺海域は、「瀬戸内海国立公園」の普通地域に指定されており、長島、祝島、八島のほか、大小の島々が点在する。

発電所計画地点を眺望できる代表的な視点の位置は、第5.12-1図に示す祝島～柳井航路での海上であり、これらの視点から望む景観は第5.12-2図のとおりである。

第5.12-1図 景観（視点位置）



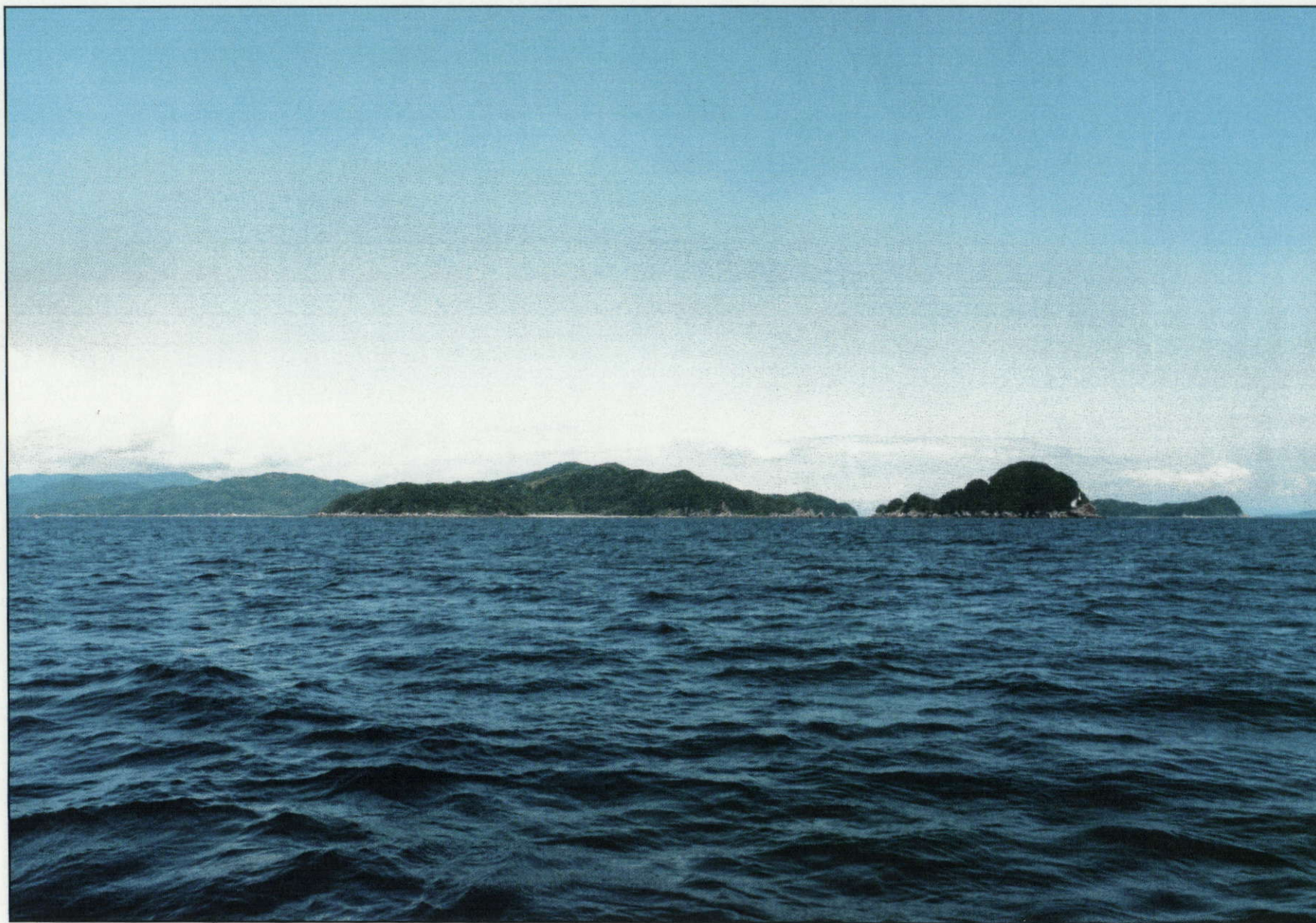
第5.12-2図(1)

景観の現状写真(①祝島～柳井航路上からの眺望)



第5.12-2図(2)

景観の現状写真(②祝島～柳井航路上からの眺望)



(2) 自然保護

① 自然公園

発電所計画地点が位置する上関町と柳井市及び平生町（以下上関町を含め「周辺市町」という。）には、瀬戸内海国立公園があり、小祝島及び長島の北端が第2種特別地域、室津半島先端の皇座山付近が第3種特別地域、佐合島が普通地域に指定されている。また、発電所計画地点の周辺海域は瀬戸内海国立公園の普通地域となっている。その概要は第5.12-1表、位置は第5.12-3図のとおりである。

なお、発電所計画地点の一部は瀬戸内海国立公園の普通地域に指定されている。

② その他

周辺市町の一部は「森林法」（昭和26年、法律第249号）に基づく保安林、「海岸法」（昭和31年、法律101号）に基づく海岸保全区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年、法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」（明治30年、法律第29号）に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」（昭和33年、法律第30号）に基づく地すべり防止区域、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」（大正7年、法律第32号）に基づく鳥獣保護区、休猟区及び銃猟禁止区域に指定されている。その位置は第5.12-4～7図のとおりである。

なお、発電所計画地点の一部は「森林法」に基づく保安林及び「海岸法」に基づく農林水産省所管の海岸保全区域に指定されている。

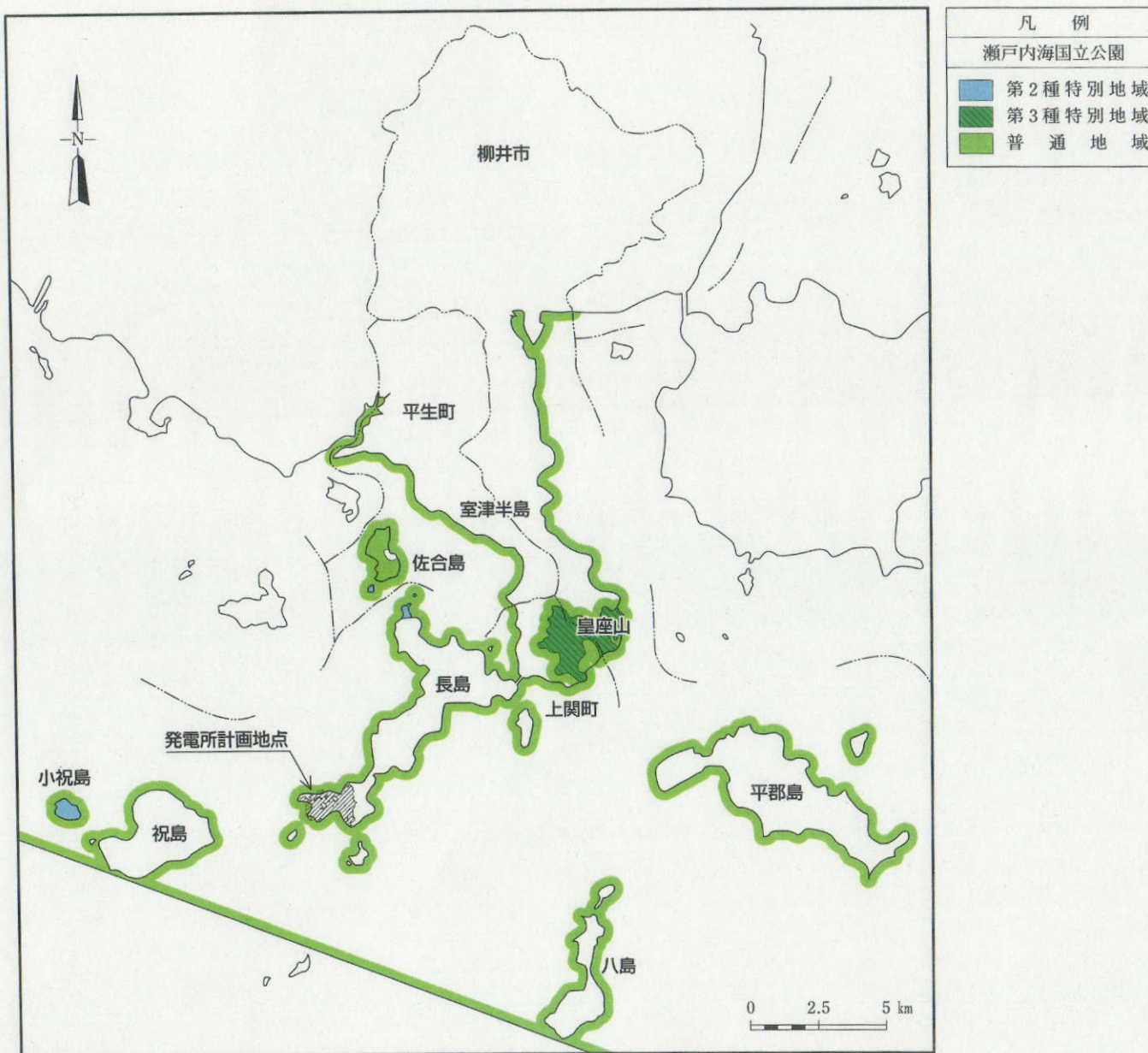
第5.12-1表 自然公園の概要

名 称	面 積 (ha)		関係市町	公 園 の 概 要	指定年月日	
国 立 公 園 瀬戸内海 国立公園	特 別 地 域	特別保護 地区	0	下 関 市 徳 山 市 防 府 市 下 松 市 岩 国 市 光 市 柳 井 市 新南陽市 久 賀 町 大 島 町 東 和 町 橘 町 上 関 町 田 布 施 町 平 生 町	瀬戸内海国立公園は、世界的な多島海公園であるとともに、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地として歴史と伝説を内在していることから、国立公園として定められている。 特色として、景観では内海多島美、植物では蛾眉山の樹林、動物ではクサフグの産卵地などがあげられる。	昭和 9年 3月16日
		第 1 種	121			
		第 2 種	1,802			
		第 3 種	1,640			
		計	3,563			
	普通地域	2,347				
	合 計	5,910				

注：面積は山口県の陸域部分のみである。

「環境白書」(山口県, 平成12年)
「ふるさと山口の自然公園案内図」(山口県, 平成 9年)
より作成

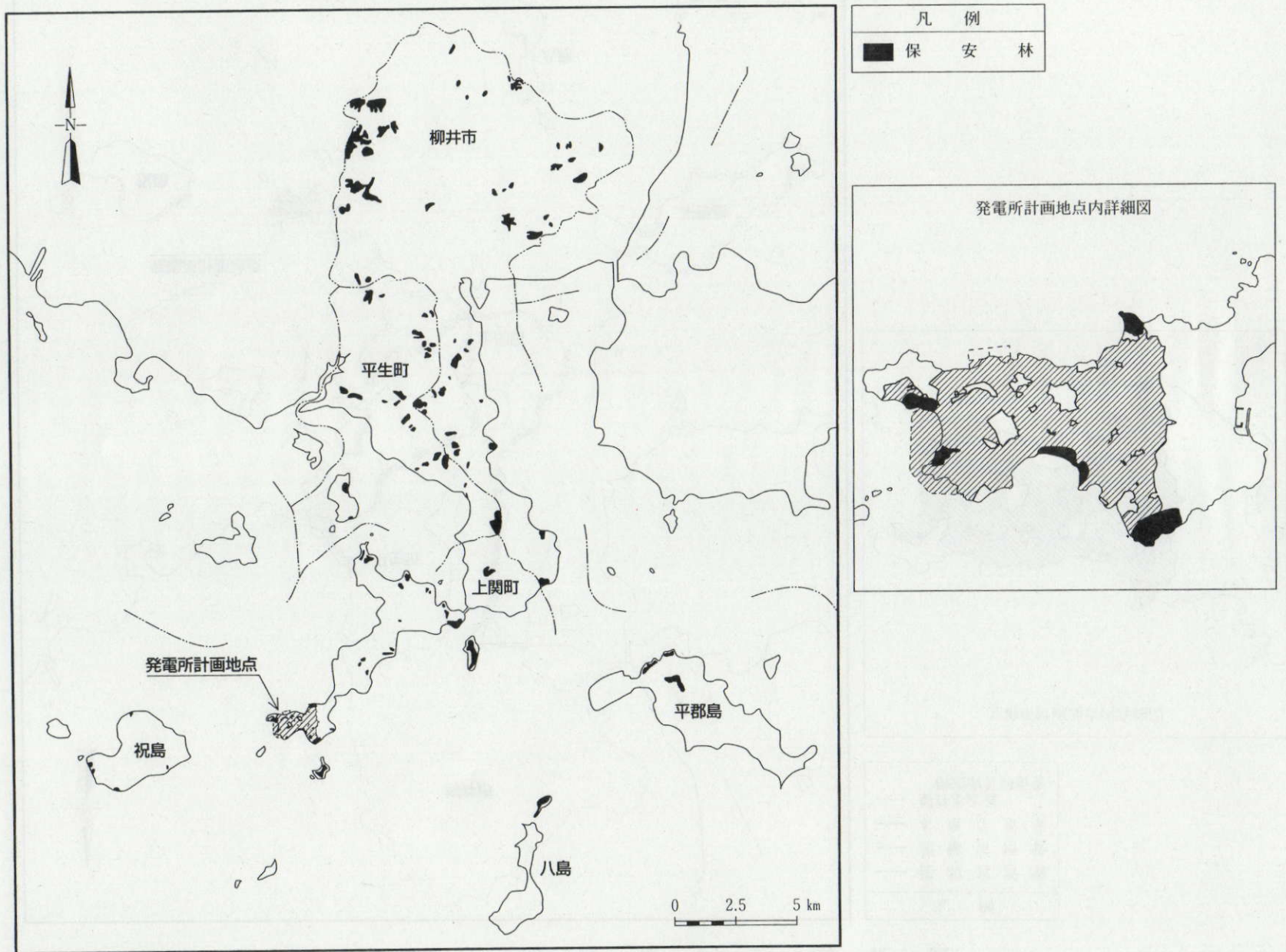
第5.12-3図 自然公園位置



5.12-7

〔瀬戸内海国立公園区域及び公園計画図〕(山口県, 平成5年)より作成

第5.12-4図 保安林位置

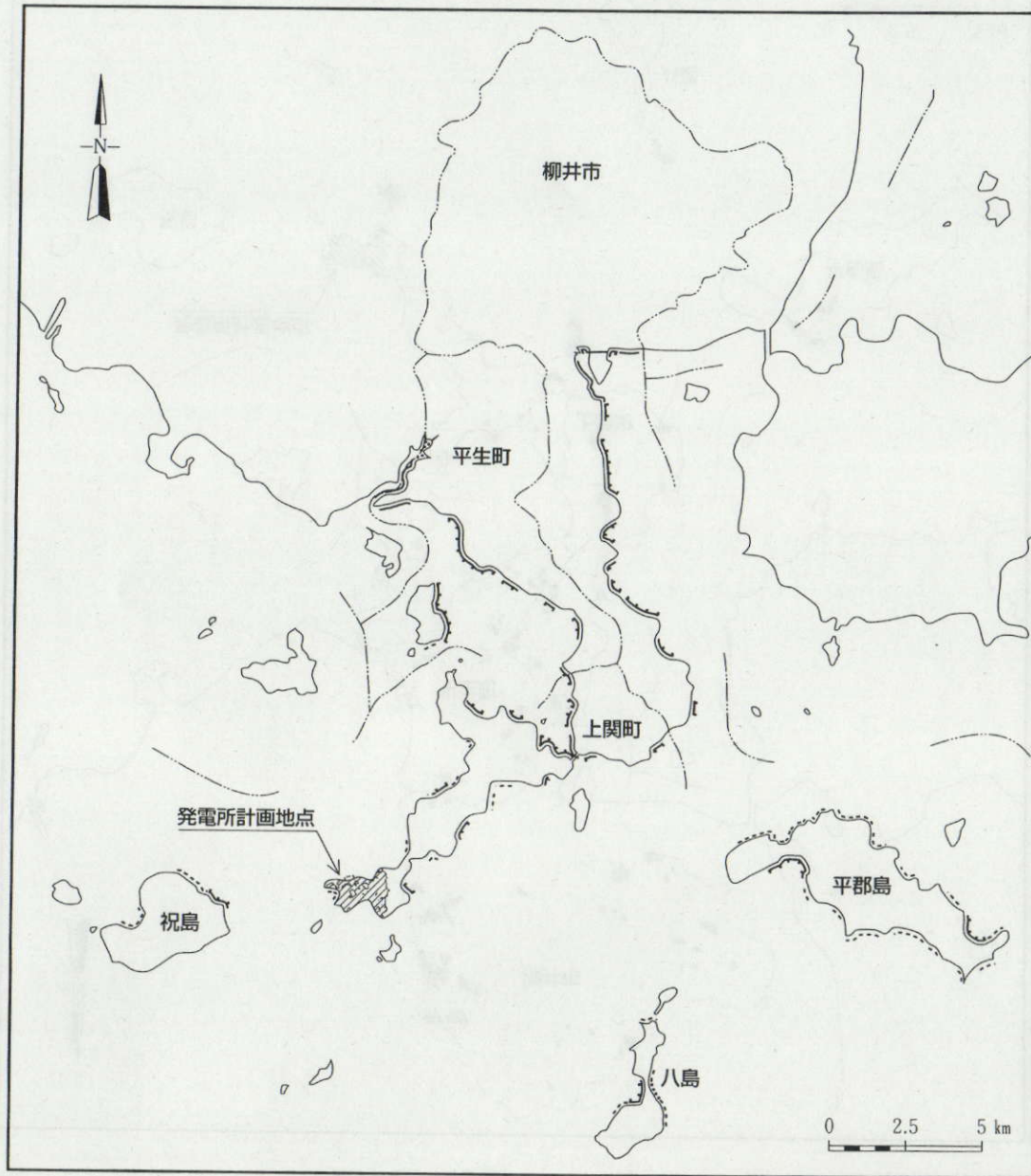


凡	例
■	保安林

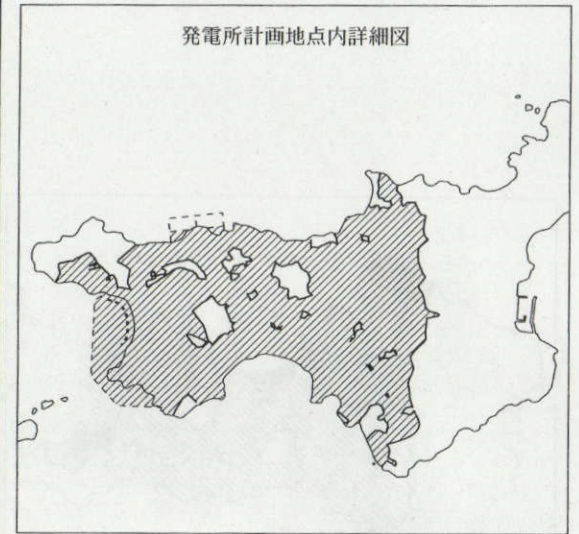
5.12-8

〔山口県土地利用基本計画図〕(山口県, 平成8年)より作成

第5.12-5図 海岸保全区域位置



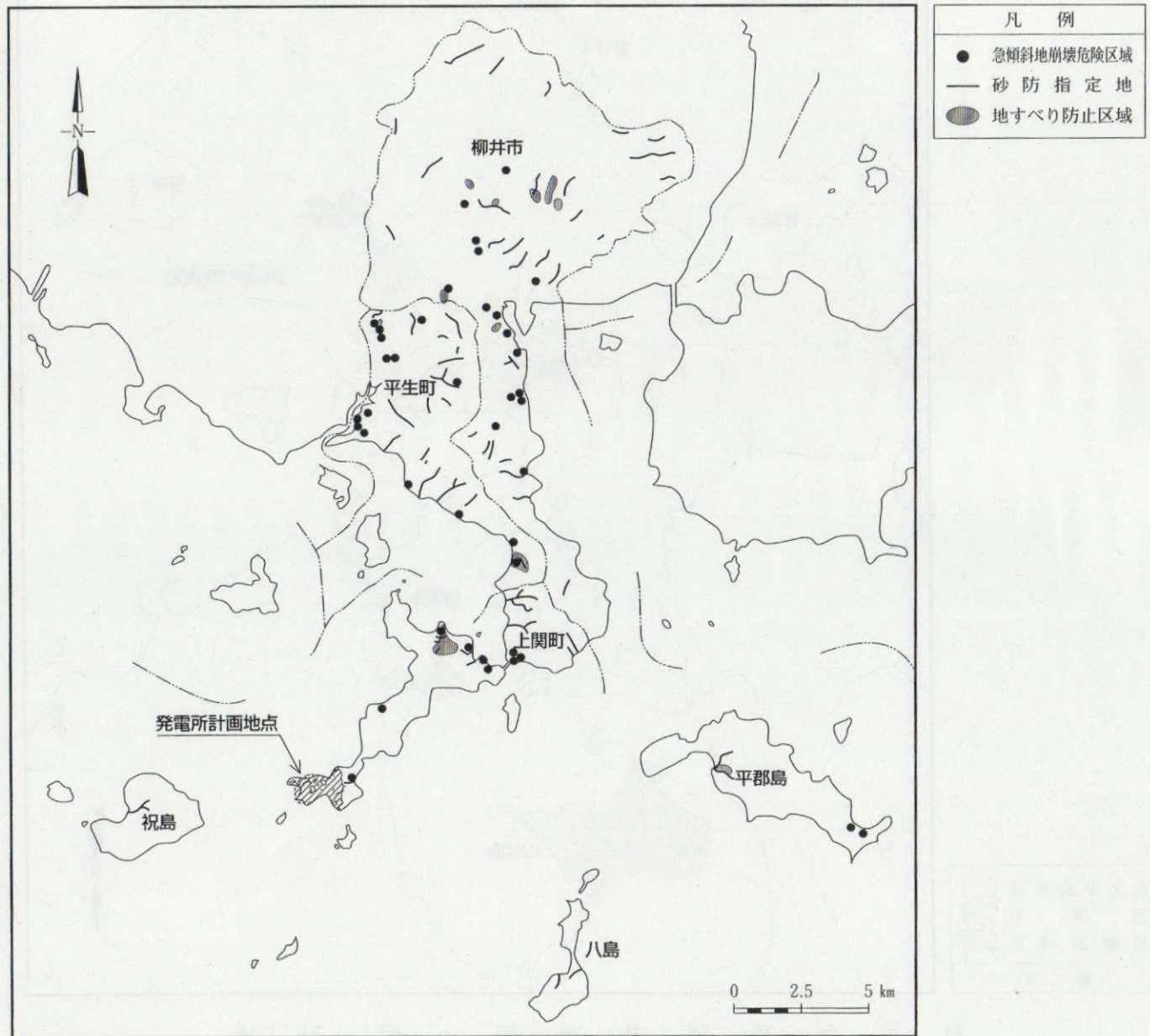
凡 例	
.....	建設省所管
——	運輸省所管
——	水産庁所管
.....	農林水産省 構造改善局所管



5.12-9

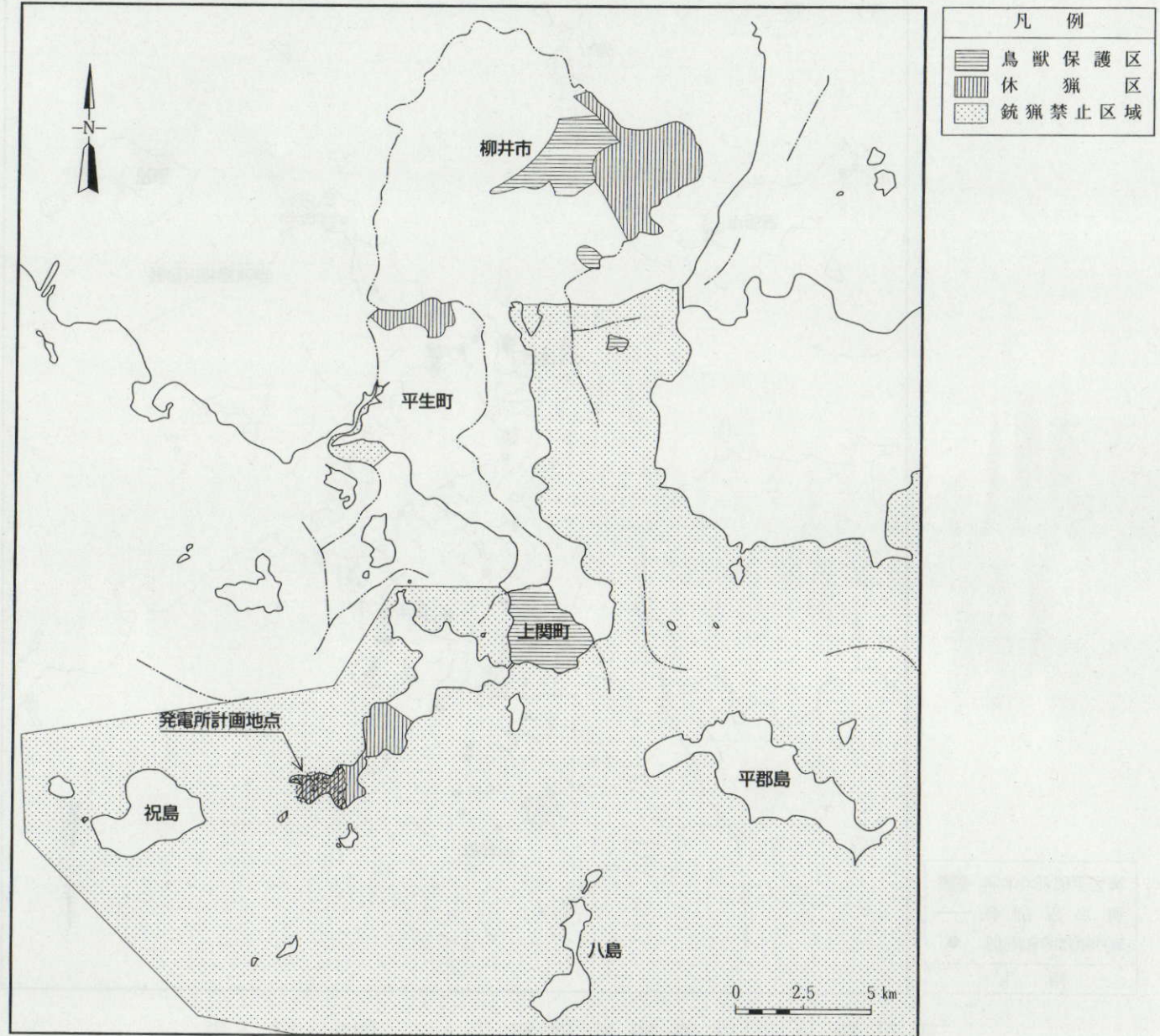
〔土地保全図(山口県)〕(国土庁土地局, 平成11年)より作成

第5.12-6図 土地防災関連指定区域位置



〔「土地保全図(山口県)」(国土庁土地局, 平成11年)より作成〕

第5.12-7図 鳥獣保護区等位置



〔山口県鳥獣保護区等概要図〕(山口県, 平成12年)より作成

5.12.2 予測及び評価の結果

(1) 土地又は工作物の存在及び供用

① 回避・低減のための方針

発電所の設置に当たっては、環境への影響を実行可能な範囲内で回避又は低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

イ. 自然景観の保全等に関する対策

発電所の設置に当たっては、土地の改変面積及び樹木の伐採範囲を必要最小限にとどめるとともに、改変する区域については海上からの眺望にも配慮し、高木となる樹種等適切な緑化を行う。また、発電所建物等の配置、形状及び色彩については、周辺の自然景観と調和するよう配慮する。

さらに、上関町の町木であるビャクシンが卓越している埋立予定地内の小島は保存する。小島の保存に当たっては、自然との触れ合いを考慮し、小島の前に水域を残すとともに小島回りの傾斜地に掘削岩を利用するなど、周囲の環境を可能な限り現状保存する。なお、小島の前の水域は、地下水路で海と連結し、潮の干満差で海水交換が可能な構造とする。

② 予測及び評価

上記の環境保全措置により、周辺の自然景観との調和が図られるものと考えられ、影響の低減が図られているものと判断する。

なお、祝島～柳井航路上の2地点から望む発電所設置後の景観は第5.12-8図のとおりである。

第5.12-8図(1)

発電所設置後の景観(①祝島～柳井航路上からの眺望)



第5.12-8図(2)

発電所設置後の景観(②祝島～柳井航路上からの眺望)



5.12-14